

○佐賀県事務処理の特例に関する条例

平成十二年三月二十三日
佐賀県条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することとするに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町が処理することとする。

事務

市町

各市町

二十八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。）に基づき事務のうち次に掲げるもの

イ 法第五十五条第一項の規定により文化財が県に帰属する旨の通知書を交付すること。

ロ 法第七十七条第一項の規定により譲与する文化財を交付すること。

ハ 法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の通知書を交付すること。

ニ 法百十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除の通知書を交付すること。

ホ 法第八十四条の規定により佐賀県教育委員会が処理することとされている事務のうち、佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件を受

理すること並びに佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知書を交付すること。

ヘ 法第八十八条第一項の規定により佐賀県教育委員会を経由すべき届書その他の書類及び物件を受理すること。

ト 法第八十八条第三項の規定により佐賀県教育委員会を経由すべき命令、勧告、指示その他の処分の告知書を交付すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。